

# 愛知県新型インフルエンザ対策行動計画の改定に係る

## 基本的な方針及び主な改定内容

### 1 改定に係る基本的な方針

- ① 国の新型インフルエンザ対策と十分な連携を図るため、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」の改定（平成 23 年 9 月 20 日）に合わせて、「愛知県新型インフルエンザ対策行動計画」の改定を行う。
- ② 平成 21 年 4 月に発生した新型インフルエンザ対策で得られた経験を踏まえ「愛知県新型インフルエンザ対策行動計画」に反映させる。

### 2 主な改定内容

- 「愛知県新型インフルエンザ対策行動計画」が病原性の高い新型インフルエンザへの対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう選択肢を示すものである旨を記載したこと。
- 行動計画の主要項目に「ワクチン」を加え、従来の 6 項目から 7 項目としたこと
- 新型インフルエンザの発生段階を、以下のように改めたこと

改正案		現行	
未発生期		前段階(未発生期)	
海外発生期		第一段階(海外発生期)	
国内発生早期	県内未発生期	第二段階(国内発生早期)	
	県内発生早期	第三段階	感染拡大期
国内感染期	まん延期		
	県内感染期		回復期
小康期		第四段階(小康期)	

- 県レベルでの発生段階を定め、その移行については必要に応じて国と協議の上で、県が判断することを記載したこと  
(現行では、「国と同様の段階を定め、各段階に対する対策を定める」と記載)
- 「発熱外来」を「帰国者・接触者外来」に、「発熱相談センター」を「帰国者・接触者相談センター」に改め、渡航歴等により受診対象者を絞り込むようにしたこと
- プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種について、それぞれの接種の位置づけ、国、県、市町村の役割を現行より明確化したこと

### 未発生期

- 通常のサーベイランスで、入院サーベイランスを追加したこと
- 平素から地域の医療提供体制について、協議、確認等を行う旨を記載したこと
- 新たな抗インフルエンザウイルス薬の備蓄の検討について記載したこと
- 国が示すモデル等をもとに、市町村等と協力して、パンデミックワクチン接種体制を構築する旨を記載したこと  
(現行では、「国、市町村等と協力して、接種体制を構築する」と記載)

### 海外発生期

- 海外において新型インフルエンザが発生した疑いがあるとの情報を得た場合(疑いが強く政府が「新型インフルエンザ対策関係閣僚会議」を開催した場合を除く)は、「愛知県新型インフルエンザ対策本部幹事会議」を開催する旨を記載したこと  
(現行では、「愛知県新型インフルエンザ対策本部会議」を開催と記載)
- 「愛知県庁業務継続計画(BCP)新型インフルエンザ対応編」の発動について記載したこと
- 患者の全数把握体制の開始及び学校等でのインフルエンザの集団発生の把握の強化について記載したこと
- 医療機関に対する診断・治療に資する情報の提供について記載したこと
- 衛生研究所の検査体制の整備について記載したこと

### 県内未発生期(国内発生早期以降)

- 海外発生期に引き続き、サーベイランスの強化について記載したこと
- 患者の全数把握を引き続き実施する旨を記載したこと
- 県民(個人一人ひとり)への感染予防策や受診方法等の周知・情報提供等について記載したこと
- 国の検疫措置の縮小に伴う健康監視内容の見直しについて記載したこと
- 海外発生期に引き続き、帰国者・接触者外来や帰国者・接触者相談センターによる診療、相談体制を継続する

### 県内発生早期

- 県内で患者が確認された場合「愛知県新型インフルエンザ対策本部幹事会議」を開催する旨を記載したこと
- 県内未発生期に引き続き、サーベイランスの強化について記載したこと
- 患者の全数把握を引き続き実施する旨を記載したこと
- 県民(個人一人ひとり)への感染予防策や受診方法等の周知・情報提供等について記載したこと
- 国の検疫措置の縮小に伴う健康監視内容の見直しについて記載したこと
- 予防、まん延防止の項目において、患者の入院措置、濃厚接触者への対応及び病院等の施設における感染予防の強化の要請について記載したこと
- 必要に応じて、一般の医療機関での診療体制に移行する旨を記載したこと
- 衛生研究所における、患者全数のPCR検査による確定診断については、県内の患者数が極めて少ない段階で行い、増加した場合は重症患者等に限る旨を記載したこと

## 県内感染期

- 県内発生早期から県内感染期への移行について、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態等にあると判断した場合に、国と協議の上、移行を決定する旨を記載したこと
- 患者の全数把握を中止し、インフルエンザに関する通常のサーベイランスについては継続する旨を記載したこと
- 県内感染期において、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく入院措置の中止について記載したこと
- ファクシミリ等により抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行する国の対応方針の周知について記載したこと
- 事業者の事業継続状況や新型インフルエンザによる被害状況の確認について記載したこと

## 小康期

- 国の要請による、相談窓口の縮小について記載したこと
- 流行状況等を踏まえた、学校、保育施設等の臨時休業や集会の自粛の解除の目安の検討及び関係機関等への周知について記載したこと  
(現行では、学校や通所施設等の再開等を行う時期について検討及び関係機関への周知となっている)

## 別添 国内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対策

- 発生時における関係課による会議の開催について記載したこと

### 【用語解説】

#### ▶ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。

#### ▶ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

#### ▶ 濃厚接触者

患者と長時間居合わせたなどにより、新型インフルエンザの感染が疑われる者。

#### ▶ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

#### ▶ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

#### ▶ PCR 検査

ポリメラーゼ連鎖反応。非常に長大な DNA 分子の中から、自分の望んだ特定の DNA 断片（数百から数千塩基対）だけを選択的に増幅させることができる。

特異的なインフルエンザの遺伝子の塩基配列が含まれるかを、増幅して確認する。

# 「愛知県新型インフルエンザ対策行動計画」改定のポイント

(案)

- 病原性が高い新型インフルエンザの発生・流行に備えた計画とするが、病原性・感染力の程度等に応じて、適切な対策の選択、又は適切な対策への切り替え
  - ・平成 21 年 4 月に発生した新型インフルエンザ対策の経緯等を踏まえ、ウイルスの特徴（病原性・感染力）に関する情報が得られ次第、その程度に応じた対策に切り替え
- 県レベルでの発生段階を定め、その移行について県が判断することで、地域での医療提供や感染拡大防止策等に柔軟に対応
  - ・県における感染拡大の状況に応じ、感染拡大防止対策から、被害の軽減のための医療体制確保等に対策を切り替える。
- 外来診療の役割分担の明確化
  - ・発生早期に設置する専門外来として従来の「発熱外来」を「帰国者・接触者外来」に改め、発熱だけでなく、渡航歴等により受診対象者を絞り込み

